

令和7年度名古屋市教育委員会議案第1号

名古屋市指定有形文化財の指定について

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）第2条第1項の規定により、下記の文化財を名古屋市指定有形文化財に指定する。

記

1 名古屋市指定有形文化財に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
工芸	梵鐘	1口	名古屋市千種区城山町 1丁目47番地	宗教法人 相應寺
	銅擬宝珠 五条橋所用	6基	名古屋市中区本丸1番1 号	名古屋市
	名古屋城銅鯨 (旧江戸城銅鯨)	10点		

2 指定日（名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例第2条第5項）

令和7年4月22日

3 今回指定されますと名古屋市指定文化財の総数は139件、うち工芸は12件になります。

（令和7年4月21日提出 生涯学習部文化財保護課）

令和7年 3月 26日

名古屋市教育委員会 様

名古屋市文化財調査委員会
委員長 鬼頭 秀明

名古屋市指定有形文化財の指定について(答申)

名古屋市文化財調査委員会に対して名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例第2条第4項の規定により諮問のあった名古屋市指定文化財の指定について調査審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 名古屋市指定有形文化財の指定を可とするもの

種 類	名 称	員数	所 有 者 (申請者)
工芸	梵鐘	1 口	名古屋市千種区城山町1丁目47番地 相應寺 代表役員 前野 真成
	銅擬宝珠 五条橋所用	6 基	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市長 広沢 一郎
	名古屋城銅鯨 (旧江戸城銅鯨)	10 点	同上

名古屋市指定文化財答申書

1 名称

梵鐘

2 員数

1口

3 種別

工芸

4 所在地

名古屋市千種区城山町1丁目47番地

相應寺

5 所有者

名古屋市千種区城山町1丁目47番地

相應寺 代表役員 前野 真成

6 現状 (品質・形状・構造・大きさ・地積・由来・沿革など)

法量

総高	147.0cm	身高	112.8cm
龍頭高	34.2cm	龍頭幅	23.0cm
口径	82.8cm	笠径	55.7cm
撞座径	15.2cm	撞座高(下縁～撞座中心)	27.0cm

形状

銅、鑄造。やや細身で大ぶりの龍頭を立てる中型の梵鐘。

龍頭は双龍の後頭を合わせ、幅のある火焰宝珠を立てる。龍の目・鼻は肉どり高く表すが、鬣はやや短い。笠は上面が緩やかに甲盛をつけ、なだらかな肩につらなる。身との境は匙面をとる。身は池ノ間の中ほどに膨らみの中心を持ち、上半と下半はやや直線的な形をなす。乳ノ間の各区には、筒形に近い形状の乳を4×4個配列する。

撞座は複弁八弁蓮華文を表す。草ノ間には文様は表さない。駒ノ爪は2段を成し、下段は外方に薄く張り出す独特の形を成す。池ノ間の1区から3区にかけて銘を刻む。鑿は細く丁寧で、楷書に近い表現になる。

構造・保存状況

外型は笠1段と胴3段を組み合わせる。内面には笠に4個、肩に方向を違え4個の鉄円形型持ちを設けるのが観察されるが、外側からはごく一部しか観察されない。龍頭と直交方向に平行して2列の一文字湯口（長11.4cm 幅1.5cm）の跡を認める。龍頭の根元柱部の一部にスガが集中する。身の縦帯のやや上寄りに縦長の逆楕円形の孔があく。この部分で厚み約1.8cmを測る。

銘文

(池ノ間1区)

尾張国愛智郡寶龜山

相應寺者

從二品亞相源公奉為

顯妣太夫人所被宮建

也新鑄華鐘以架之樓

其慎終永念之孝至矣

於是奉

命謹為之銘

(池ノ間2区)

銘曰

尾陽城東 相應紺宮 ※坤宮

三寶垂教 一筵達聰

禹聲不蠹 鳧氏有功

長樂花外 天竺月中

葉城告曉 蓮社傳風

千歲遺響 惟孝無窮

寛永二十年九月十六日

(池ノ間3区)

大檀那 權大納言源朝臣義直卿

住持 眼譽上人

冶工 藤原政長

濃印道春敬書

上記の銘により、本梵鐘は寛永20年（1643）9月16日、初代尾張藩主徳川義直を檀那（施主）として、義直実母相応院お龜の方の菩提寺創建にともない、「冶工藤原政長」により制作されたことが知られる。銘文撰者は文末に「道春敬書」とあることから、儒者林羅山（道春は出家後の号、1583～1657年）である。林羅山は徳川家康、秀忠、家光に仕え、尾張藩主の義直の信を受けた。

伝来

相応寺境内の鐘楼に懸けられた梵鐘である。相応寺は浄土宗の寺院。寛永20年（1643）、徳川義直が生母お龜の方の菩提のため、現在の東区山口町に境域を定め、本蓮社眼譽呑屋上人を開山として創建された。寛永20年9月、お龜の方の一周忌に合わせて堂宇落成。以後、歴代藩主の尊崇を集めた。昭和9年、東区山口町から現在地へ本堂、総門、山門とともに鐘楼が移建された。『那古屋城府誌』によれば、相応寺梵鐘の池ノ間2区の「尾州城東・・・」以下の銘は、源敬公（徳川義直）の直筆になると伝える。『名古屋市史 社寺編』（大正4年刊）では、義直自筆の「鐘銘」一幅を相応寺宝物としてあげている。

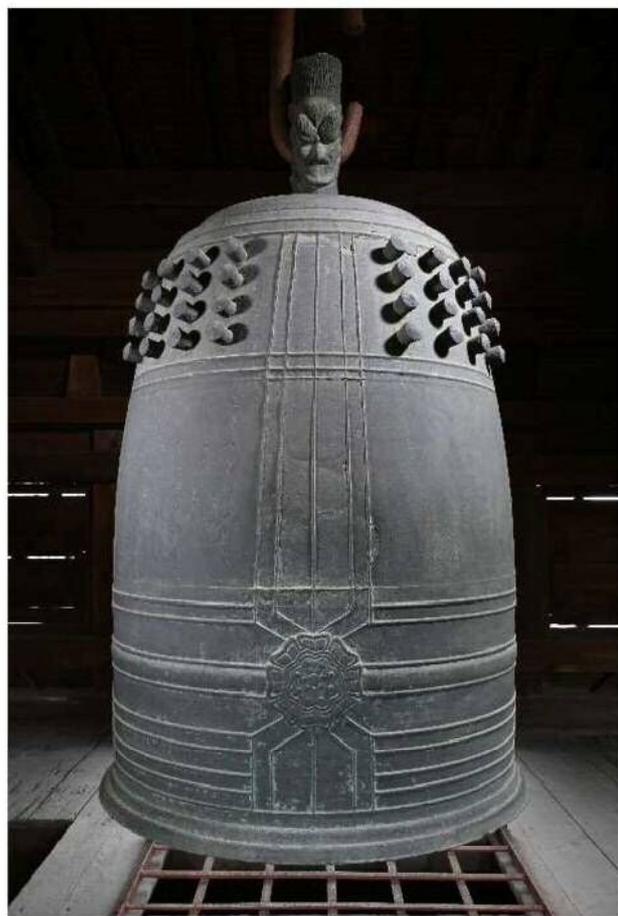
指定理由

本梵鐘は、林羅山の銘により、寛永20年（1643）9月16日、初代尾張藩主の徳川義直が相応寺創建に際して発願したもので、住持は眼譽上人、冶工は藤原政長（1623～1705年）であったことが明らかな梵鐘である。徳川義直は、林羅山の私邸に孔子廟建立の資金援助を申し出たことがあり（『徳川実紀』寛永9年条）、その廟の扁額も義直自らが書いたものであった。相応寺の梵鐘も、寛永期における義直と羅山の関係を知る重要な資料といえるだろう。

冶工の藤原政長は、尾張徳川家の御鋳物師筆頭を代々つとめた水野太郎左衛門家の五代当主である。寛永13年（1636）、四代太郎左衛門則重より家督を継いだ。政長が鋳造した梵鐘は相応寺のほか、名古屋市大須の真福寺、七寺、犬山市の妙感寺、瀬戸市の万徳寺などに納められたが、戦時の供出や空襲などにより失われ、現在では相応寺の梵鐘が政長の唯一の遺品である。

相応寺梵鐘は、発願者、作者、制作時期、制作目的が明らかな基準作例であり、近世鋳物史を語る上で重要作として位置づけられる。よって名古屋市指定文化財とすることがふさわしい。

参考画像



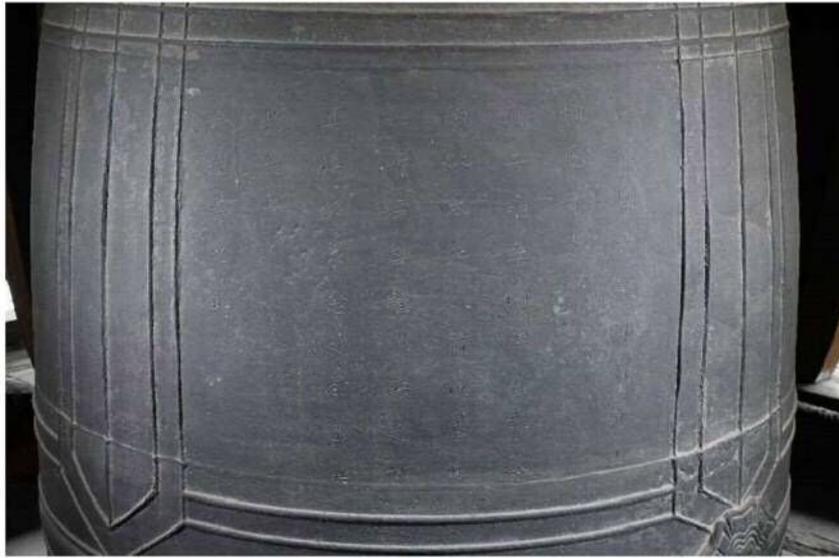
梵鐘



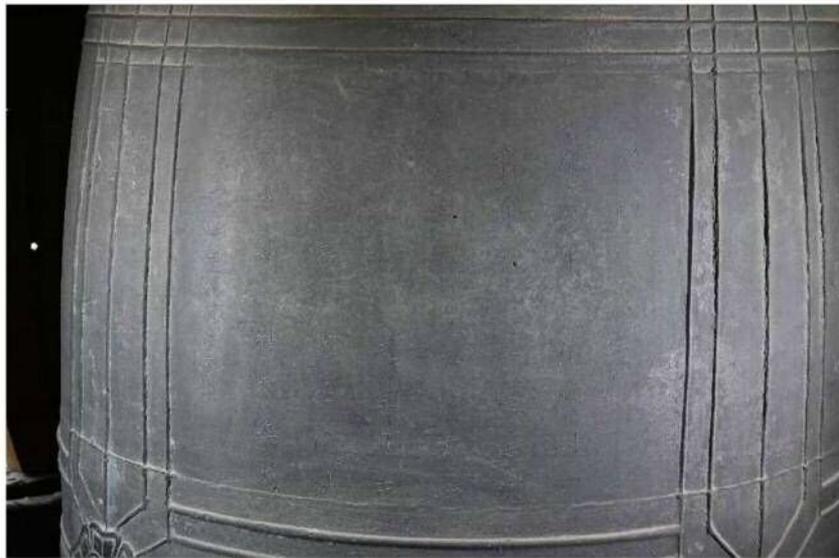
龍頭



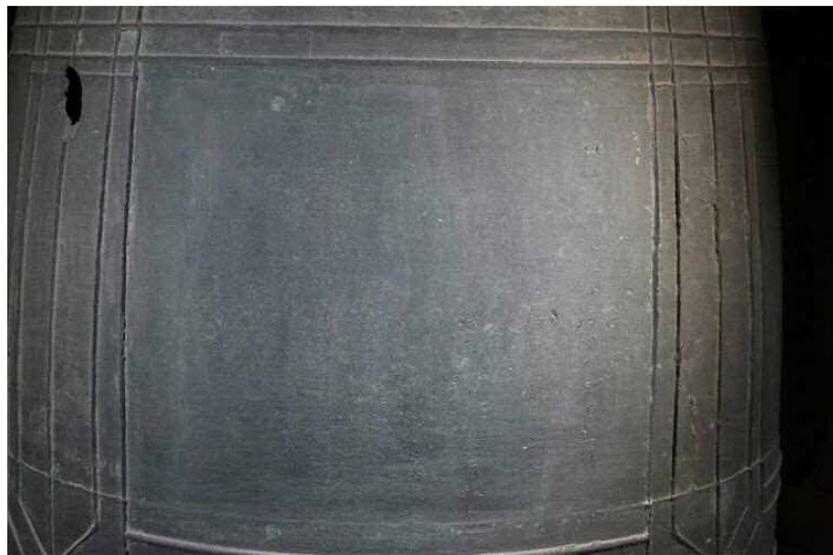
撞座



池ノ間 1区 銘文



池ノ間 2区 銘文



池ノ間 3区 銘文

名古屋市指定文化財答申書

1 名称

銅擬宝珠 五条橋所用

2 員数

6基

3 種別

工芸

4 所在地

名古屋市中区本丸1-1

名古屋城総合事務所

5 所有者

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市長 広沢一郎

6 現状 (品質・形状・構造・大きさ・地積・由来・沿革など)

法量

①銘「慶長七年壬子」「五条橋」

高 72.5cm (宝珠の頂点から胴の底部まで。以下同)

胴底部径 38.0cm

宝珠最大径 34.1cm

②銘「慶長七年壬子」「五条橋」

高 72.5cm

胴底部最大径 39.0cm (わずかに楕円形に変形。短手径：37.7cm)

宝珠最大径 34.1cm

③銘「慶長七年壬子」「五条橋」

高 72.0cm

胴底部径 38.5cm

宝珠最大径 35.8cm

④銘「慶長年壬子」（銘に「七」がない）「五条橋」

高 72.5cm
胴底部径 37.0cm
宝珠最大径 33.8cm

⑤無銘

高 71.7cm
胴底部径 39.5cm
宝珠最大径 36.5cm

⑥無銘

高 72.0cm
胴底部径 39.2cm
宝珠最大径 36.8cm

形状・品質構造

6基は、いずれも銅製・鑄造。膨らみの豊かな宝珠部と、やや肩を張る太いしっかりとした筒形の胴部から成り、その間は大きく括れる。宝珠部の下部立ち上がり付近に1段の段を有する。胴部は肩と中ほど、下方の3か所に2条1組の幅広の隆帯をめぐらす。銘のある4基（①～④）は、括れの半ばを境として宝珠部と胴部を分鑄し、両者を接合する。宝珠部の下辺をソケット状にして胴部に嵌め込み、胴部裏側で内板を重ねて厚みを持たせた部分に鋳で固定される。宝珠部と胴部それぞれに3個ずつ、鉄の型持ちの痕跡がある。銘のない2基（⑤～⑥）は、鑄ぐるみの手法により、括れと肩の境部分で上部と下部が接合、組み合わされた可能性が高い。また在銘4基に比較して軽い。

保存状況

銘のある4基（①～④）は胴下部に、柱に打った大きな釘穴が複数ある。また表面はやや光沢のある黒色を呈し、その下に一部地色が見えており、漆を焼き付け表面処理した可能性がある。銘のない2基（⑤～⑥）は、くびれ部には外側から鑄掛けして補強している。下部の釘穴は小さく、打ち換えられた痕跡がない。

伝来・由来

名古屋城築城に際して掘削された堀川に架かる7つの橋のうち、もっとも上流に架かる五条橋（現名古屋市中区丸の内一丁目）に据えられていた銅製擬宝珠である。擬宝珠6基のうち4基（①～④）には、「五条橋 慶長七年壬子 六月吉日」（子は寅の異体字）などの籠字による刻銘があることから、慶長7年(1602)の作と知られる。つまり本擬宝珠4基は、名古屋城が築城された慶長15年(1610)以前に制作されたものである。徳川義直の公的編年録である「源敬様御代御記録」慶長15年の記事によると、「一 此年、名古屋舩入之堀川出来、五条橋ハ清須五条川之橋ヲ移」とあり、この年に名古屋城下に入

工河川の堀川が出来、清須の五条川に架かる五条橋を移したという。橋の付属品である擬宝珠もこのとき同時に移されたことがわかる。当時の清須城主は家康四男の松平忠吉であり、4基の擬宝珠は忠吉と父・家康による清須城下整備の一環として調進されたものである。

擬宝珠4基には冶工（作者）に関する銘はないが、鋳物師の水野太郎左衛門家に伝わる『水野太郎左衛門家資料』（個人蔵）の中に、「此絵図者五条橋擬宝珠也 比目 六貫目也」と記す縮図一葉（紙本墨画）があり、本擬宝珠銘と同じ銘が記されている。同縮図に描かれた擬宝珠の形状や各部の法量は、本擬宝珠とほぼ等しい。よって擬宝珠4基は、慶長7年（1602）6月に、当地鋳物師の筆頭・水野家が製作したもので、同資料中の「系図」によって、水野家二代太郎左衛門（?～1618年）の作と知られる。

無銘の擬宝珠2基（⑤～⑥）は、在銘4基とは形状や構造、重さが異なり、同時期のものではない。高力猿猴庵（1756～1831年）筆の『尾張名陽図会』（鶴舞中央図書館蔵）をみると、江戸時代の五条橋の欄干両端に、各2基、計4基の擬宝珠が描かれている。この4基が現存の在銘擬宝珠に該当する。五条橋は、明治34年(1901)と昭和13年(1938)に改築されており（『名古屋市史 地理編』「橋梁」・大正5年他）、無銘の2基は明治34年に改築された橋に据えられていたものと考えられる。在銘4基と無銘2基、計6基は、昭和13年に五条橋が木製から現在のコンクリート製に架け替えられた際に名古屋市によって撤去され、のちに同市が管理する名古屋城内へ移された。

指定理由

擬宝珠6基は、名古屋城下を流れる堀川に架かる五条橋に据えられていたもので、うち在銘4基には、名古屋城築城以前の慶長7年(1602)の刻銘があり、もとは清須城南を流れる五条川に架かる五条橋の擬宝珠であったことが明らかである。城下町ごと名古屋へ移転した「清須越し」を証するほぼ唯一の有形遺品として貴重である。また水野太郎左衛門家に伝わる絵図・文献資料から、当地の鋳物師を統括した水野家二代太郎左衛門の作であることも確認できる。以上、擬宝珠4基は、制作時期、由緒、作者がわかる点で資料的な価値がきわめて高い。

無銘2基は、江戸期の擬宝珠の構造・技法を継承すべく明治期に作られたものであり、近代工芸史の解明の上で欠かすことができない。戦前まで五条橋の景観を維持してきた意匠であり、近代名古屋の都市景観を語る資料として貴重である。よって名古屋市指定文化財とすることがふさわしい。

参考画像



擬宝珠① 慶長 7 年銘
(461-5-1)



擬宝珠② 慶長 7 年銘
(461-5-2)



擬宝珠③ 慶長 7 年銘
(461-5-3)



擬宝珠④ 慶長 7 年銘
(461-5-4)



擬宝珠⑤ 無銘
(461-5-5)



擬宝珠⑥ 無銘
(461-5-6)

名古屋市指定文化財答申書

1 名称

名古屋城銅鯨（旧江戸城銅鯨）

2 員数

1 件 10 点

3 種別

工芸

4 所在地

名古屋市中区本丸 1-1

名古屋城総合事務所

5 所有者

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市長 広沢一郎

6 現状（品質・形状・構造・大きさ・地積・由来・沿革など）

法量・形状・構造・銘文

①明暦 3 年銘 1 基

奥行 36.0cm 幅 75.0cm 高 71.0cm 重量 113.3 kg

頭部に「明暦三丁酉初冬 銅意入道 正俊作」の銘がある。明暦 3 年は西暦 1657 年である。

下半身を欠き、頭と胸のみが残る。縦二分割の型で鑄造する。鋭角な四角錘を連ねて眉毛とし、眉尻が跳ね上がり、眼球は大きく眉間が高い。

本銅鯨は、名古屋城正門(旧蓮池御門)の銅鯨と推定される。

②万治 3 年銘 1 基

奥行 54.0cm 幅 86.5cm 高 136.0cm 重量 232.0 kg

頭部に「萬治三庚子年二月吉日 御鑄物師銅意法橋 同子渡辺近江大掾源正次」・「明治四十三年三月自東京城移之」、尾部に「宮内省御用達 野田平吉 代人 田中嘉策」の刻銘がある。万治 3 年は西暦 1660 年である。

縦二分割の型で铸造する。四角錘の集合としての眉を表し、耳が鰭より前にある。目から緑青が涙状に垂れる。口内に焼け焦げた木材と鉄板が残る。名古屋城への移築時、棟に取り付けるため新調された部材か。

本銅鯨は、表一之門北方の銅鯨と推定される。

③万治3年銘 1基

奥行 43.0cm 幅 71.0cm 高 139.0cm 重量 168.4 kg

頭部に「萬治三庚子年二月吉日 御鑄物師銅意法橋 同子渡辺近江大掾源正次」・「明治四十三年三月自東京城移之」の刻銘がある。

縦二分割の型で铸造される。四角錘の集合としての眉を表し、耳が鰭より前にある。鰭すべて欠損。腹部に大きな穴がある。

本銅鯨は、表一之門南方の鯨と推定される。

④腰鰭（部分）1点

奥行 15.0cm 幅 22.5cm 高 29.0cm 重量 9.0 kg

無銘。

鰭のみが残る。削り痕がある。

旧所在場所は不明。

⑤尾鰭（部分）1点

奥行 6.0 cm 幅 16.5cm 高 29.0cm 重量 4.5 kg

貼紙にて「慶長 宝名 大修復 昭和二十年五月十四日灰燼に帰」との墨書がある。

尾鰭の先端部が断片として残る。鰭先が広がらず連なる。鑄肌はなめらかで、造形には張りがある。鰭先に大きく削った跡がある。

小天守の銅鯨の可能性もある。貼紙に残る「宝」・「大修復」の文字は、宝暦年間に行われた天守の改修を指すと考えられる。鰭先の削り跡は、昭和30年代の天守閣再建工事の中で、小天守銅鯨を再現するため成分分析をした痕跡か。

⑥明治43年追刻銘 右半身 半基

奥行 15.5cm 横 85.0cm 高 122.0cm 重量 52.1 kg

頭部に「明治四十三年三月自東京城移之」の刻銘がある。明治43年は西暦1910年である。

鯨を縦に割った形でそれぞれを铸造し、鰭部分を金具で留め、接合部を溶接する。腹鰭が耳より前に出ているため耳が傾き、眉は突起がなくなり曲線として示される。尾鰭上下とも欠損。もとは⑥・⑦を合わせて一体の銅鯨で、空襲で櫓が焼け崩れたときに地面に落下し二つに外れたと考えられる。

本銅鯨は、東北隅櫓北方の鯨の右半身と推定される。

⑦無銘 左半身 半基

奥行 15.5cm 横 85.0cm 高 117.0cm 重量 52.9 kg

無銘。

鯨を縦に割った形でそれぞれを鑄造し、鰭部分を金具で留め、接合部を溶接する。腹鰭が耳より前に出ているため耳が傾き、眉は突起がなくなり曲線として示される。尾鰭上部一部を欠損、下部を大きく欠損する。腰鰭に白色物が付着する。もとは⑥・⑦を合わせて一体の銅鯨で、空襲で櫓が焼け崩れたときに地面に落下し二つに外れたと考えられる。

本銅鯨は、東北隅櫓北方の鯨の左半身と推定される。

⑧明治43年追刻銘 右半身 半基

奥行 15.5cm 横 83.0cm 高 133.0cm 重量 54.5 kg

頭部に「明治四十三年三月自東京城移之」の追刻銘がある。

鯨を縦に割った形でそれぞれを鑄造し、鰭部分を金具で留め、接合部を溶接する技法で、半身のみ現存する。腹鰭が耳より前に出ているため耳が傾き、眉は突起がなくなり曲線として示される。尾鰭上部と胸鰭を欠損する。

本銅鯨は、東北隅櫓南方の鯨の右半身と推定される。

⑨明治43年追刻銘 1基

奥行 46.0cm 幅 76.0cm 高 134.0cm 重量 136.1 kg

頭部に「明治四十三年三月自東京城移之」「五十二貫目」の刻銘がある。

52貫目=195 kg。尾鰭上部および左鰭上・右鰭上下を欠損する。

重量銘がガラス乾板写真に写っており、東一之門東方の銅鯨と確定できる。

⑩明治43年追刻銘 1基

奥行 43.0cm 幅 80.0cm 高 145.0cm 重量 128.5 kg

頭部に「明治四十三年三月自東京城移之」「四十三貫目」刻銘がある。

43貫目=161 kg。尾鰭下部および左鰭上下ともに欠損する。

重量銘がガラス乾板写真に写っており、東一之門西方と確定できる。

伝来・由来

昭和20年(1945)5月の空襲で焼失した名古屋城の櫓や門等に掲げられていた青銅製の鯨10点である。全形をとどめるもの5点、半身のみのももの3点、鰭断片2点である。これら銅鯨の刻銘と追刻銘ならびに宮内省が作成した記録類(『工事録』・『名古屋離宮沿革誌』等、現宮内庁所蔵)から、もとは東京城(宮城・旧江戸城)の櫓や門の鯨であり、明治43年(1910)3月に当時名古屋離宮であった名古屋城に移管されたものとわかる。名古屋離宮は昭和5年(1930)に名古屋市に下賜され、主要建造物が国宝に指定されていたが、戦災で大半が焼失した。

大きさ・重さ・様式・鑄造方法は一樣ではないが、銅鯨1基(①)に明暦3年(1657)、銅鯨2基(②③)に万治3年(1660)の制作時の刻銘があることから、江戸城が明暦3年1月の大火で全焼した後に鑄造されたものと知られる。江戸城再建に関わった甲良家伝来

の資料（「甲良家文書」）にも、上記銅鯨3基（①～③）の造形に酷似する銅鯨図があり、これら3基が江戸城の鯨であったことが確認できる。制作時刻銘を欠く銅鯨は、その後、順次制作されたものと推測される。

作者については、明暦3年（1657）銘の銅鯨①に「銅意入道 正俊作」とあり、万治3年（1660）銘の銅鯨②③に「御鑄物師銅意法橋 同子渡辺近江大掾源正次」とあることから、銅鯨①は幕府御用の鑄物師・渡辺正俊（?～1662年、銅意と号す）の作であり、銅鯨②③は渡辺正俊と子の正次（1646～1704年）共作と知られる。渡辺正俊は京都出身で、のちに浅草に移住して隅田川沿いに工房を構えていたと考えられる。慶安2年（1649）から寛文元年（1661）までの在銘の作品が残ることから、正俊のおおよその活躍時期をうかがうことができる（『江戸鑄師名譜』『日本のいもの―鑄物師の息吹―』）。正俊の子・正次は、延宝7年（1679）に津軽藩の御鑄物師となり、宝永元年（1704）に弘前で没した。父正俊との共作として、銅鯨のほか擬宝珠や燈籠などの作品を残している。

指定理由

本銅鯨 10 点は、戦災による損傷はあるものの焼失を免れた貴重な遺品である。制作時刻銘と追刻銘によって、制作時期と作者が知られ、さらに東京城（宮城・旧江戸城）から名古屋離宮であった名古屋城へ移された時期も明らかである。旧江戸城の銅鯨は、ほかにも皇居東御苑に 1 基、東京国立博物館に 2 基、靖國神社に 2 基が所蔵されるが、いずれも移管の経緯が明らかでない。それに対して、本銅鯨は移管の時期に加え、名古屋離宮であったがゆえに皇居からもたらされた由緒も明快である。よって本銅鯨は、離宮期という名古屋城の近代史を語る資料ともいえる。また銅鯨 10 点のうちには、幕府御用の鑄物師渡辺正俊・正次父子の遺品を含み、様々な技法・様式をみることができる。江戸時代の鑄物師が有した技術の変遷を知ることができる点で貴重である。以上、本銅鯨 10 点は資料的価値が高いことから、名古屋市指定文化財とするのがふさわしく、保存のうえ、後世に残していくことが望まれる。

参考画像



銅鯨① 明暦3年銘



銅鯨② 万治3年銘



銅鯨③ 万治3年銘



銅鯨④ 腰鰭 (部分)



銅鯨⑤ 尾鰭 (部分)



銅鯨⑥ 明治 43 年追刻銘 右半身



銅鯨⑦ 無銘 左半身



銅鯨⑧ 明治 43 年追刻銘 右半身



銅鯨⑨ 明治 43 年追刻銘



銅鯨⑩ 明治 43 年追刻銘